

令和6年8月21日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

白井松器械株式会社

期間: 令和6年8月21日から令和6年9月20日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

白井松器械株式会社の元社長らが、詐欺の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ 早川 たかし 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう 加藤 ひであき 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ 武田 ともみ 知美 (内線 6313)

令和6年8月21日

近畿地方整備局

白井松器械株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

白井松器械株式会社の元社長ら2名は、令和5年2月、うその内容の決算報告書を銀行に提出し、5億円の融資を受ける契約を結んだなどとして、詐欺の容疑で令和6年5月30日に大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

白井松器械株式会社の元社長らが、詐欺の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：白井松器械株式会社

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目19番16号

山下 太郎

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年8月21日から令和6年9月20日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。